

はかりの定期検査について

R7. 4～

○検査対象のはかりは？

- ・商店、農家、宅配便取次店等にある**商売用のはかり**
- ・病院、薬局等にある**業務用はかり**
- ・学校、幼稚園、保育園、福祉施設等にある**体重計**など

※最大計測量 **500kg** 以下のはかりが対象です。

500kg を超える大型はかりについては、(一社)岡山県計量協会検査事業部(086-362-7401)等へ代検査(だいけんさ)の依頼をお願いします。

－検査手数料－

電気式はかり 	最大計測量	
	100kg以下	1,470円
	250kg以下	2,000円
	500kg以下	2,320円
ばね式はかり 手動はかり 	最大計測量	
	100kg以下	520円
	250kg以下	940円
	500kg以下	1,570円
分銅・おもり		10円

○「集合場所検査」に持っていけないはかりは？

「所在場所検査」を受けることができます。後日、検査官が訪問して検査を行います。

- ・スーパーなどで業務用に常時使用しており、持ち出す暇がない場合
- ・高精度はかりなので、動かせない等の場合

※ 精度等級Ⅱ級・H級 のもの(薬計量用などの高精度はかり)は、持ち運ぶと狂いが生じることもあるので、「所在場所検査」を受けて下さい。

検査についてのお問い合わせは検査実施機関まで
【検査実施機関】一般社団法人 岡山県計量協会
〒701-1296 岡山市北区芳賀 5301 岡山県工業技術センター内
(086)286-8950(定期検査) (086)362-7401(代検査)

岡山県工業技術センター 総務課計量管理班
TEL：(086)286-9620

計量法抜粋

（定期検査）第 19 条第 1 項

（前略）その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあつては、住所）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。（以下略）

（指定定期検査機関）第 20 条

都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（以下「指定定期検査機関」という。）に、定期検査を行わせることができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務（以下この章において「検査業務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

（定期検査の実施時期等）第 21 条

定期検査は、特定計量器ごとに政令で定める期間（2 年）に 1 回、区域ごとに行う。

2 都道府県知事は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所をその期日の 1 月前までに公示するものとする。

（事前調査）第 22 条

都道府県知事が定期検査の実施について前条第 2 項の規定により公示したときは、当該定期検査を行う区域内の市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、経済産業省令で定めるところにより（10 日前までに別添様式により）、都道府県知事に報告しなければならない。

その他

・岡山県では、平成 19 年度から「所在場所検査」「集合場所検査」とも一般社団法人岡山県計量協会へ指定定期検査機関として業務を委託しています。

「所在場所検査」は、最大計測量 500kg 以下のはかりが対象となります。岡山県計量協会から事前にハガキで訪問予定日を連絡し、市町村管内を巡回訪問します。「所在場所検査」で検査を受ける場合は「集合場所検査」に比べて、手数料が割高になります。

・大型はかりについては、「代検査」を受検していただくようお願いしています。

「代検査」とは、事業者が資格を持った計量士に検査を依頼し、日時・場所などを双方協議したうえ、訪問検査するものです。料金には出張費などが含まれますので「所在場所検査」より高額ですが、大規模工場など大量のはかりを使用している事業者は、「代検査」の受検が一般的です。

・「持込検査」について、岡山県計量協会にあらかじめ連絡のうえ、岡山県計量管理センター（岡山市北区芳賀 5301 岡山県工業技術センター内）までご持参いただいても受検することができます。「持込検査」の料金は、集合場所検査と同じです。事前の連絡がいただけない場合は、検査官が出張等で対応できないことがあり、その際は持込当日に検査が受けられないこととなりますのでご注意ください。